

第2回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

- 1 日時 : 平成17年8月30日(火) 午前10時50分~午前11時50分
- 2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター 会議室「千鳥」
- 3 出席者
 - (1) 委員
多賀谷一照会長、中曽根玲子副会長、伊藤久恵委員、稲垣総一郎委員、小賀野晶一委員、仲田銀委員、藤田雅夫委員、平戸美和子委員、松戸義明委員
 - (2) 事務局
藤代総務局長、太田総務部長、鈴木総務課長、大曾根市政情報室長、若菜総務課主査、山下総務課主任主事、酒井総務課主事
 - (3) 実施機関
財政局税務部税制課 : 武藤税制課参事兼課長、中島市民税係長、中村税制課主事
保健福祉局高齢障害部保険年金課 : 入江保険年金課長、小出保険年金課主幹、川崎管理係長、高木保険年金課主事
- 4 議題
 - (1) 前回会議の議事録について
 - (2) 諮問事項の審議
諮問第1号 国民年金保険料未納者対策に係る個人情報(所得情報)の磁気媒体による情報提供について
(千葉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問)
 - (3) その他
- 5 議事の概要
 - (1) 前回会議の議事録について
事務局の案が承認された。
 - (2) 諮問事項の審議
実施機関から説明を受け、質疑応答した。また、諮問事項が承認され、答申内容が決定した。
 - (3) その他
- 6 会議経過
(事務局 太田総務部長) 皆様方、本日は大変御苦労さまでございます。総務部長の太

田でございます。ただいまから第2回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきますと存じます。

委員皆様方には、公私ともに御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は、事前に委員の皆様方の御了解をいただきまして、公開の会議として開催をいたしております。また、会議の予定時間でございますが、おおむね1時間程度を予定させていただいておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、藤代総務局長からごあいさつを申し上げます。
(事務局 藤代総務局長) 皆さん、こんにちは。会議に先立ちまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日、委員の先生方には、大変御多忙の中、また暑い中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。平素より市政に対しまして多大なるお力添えをいただいておりますこと、改めまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本市の個人情報保護制度も、条例施行直後に発生いたしました個人情報の不適正な取り扱いの問題を契機に、個人情報保護についての責務や適正な管理の重要性などについて一層の周知徹底を図ってまいりました。その一環として、職員のための個人情報保護セキュリティハンドブックを6月末に作成し、全職員に配付いたしました。皆様のお手元でございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

さて、本日は、国民年金保険料未納者対策に関しまして、本市が保有する電子計算機処理に係る個人情報、所得情報であります。これを社会保険庁に提供する必要が生じたことから、千葉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、本審議会に諮問がなされたものでございます。

国民年金保険料の未納者については、近年その数が増加しており、大きな社会問題となっております。一方で、保険料を納めていないにもかかわらず、税の控除適用を申告する事例も想定されております。そのため、保険料の徴収対策を講ずるとともに、国民年金保険料に関する税控除の適正化を図る必要があり、今回の諮問はこのような背景からなされたもので、後ほど御審議を賜りたいと存じております。

終わりに、本日の御出席に改めまして感謝を申し上げますとともに、皆様のますますのご健勝とご活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、私のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

(事務局 太田総務部長) それでは、議事進行をよろしく願いたします。

(1) 前回会議の議事録について

(多賀谷会長) それでは、会議次第に従いまして議事に入りたいと思います。最初に、前回会議の議事録についてですけれども、5月30日に行われました第1回の審議会の議事録を既にお手元にお送りしております。何か修正等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、案のとおり、議事録を確定したいと思います。

(2) 諮問事項の審議

(多賀谷会長) 次に、議事2の諮問事項について審議をしたいと思います。内容は、国民年金保険料未納者対策に係る個人情報の磁気媒体による提供についてということであり、それでは、実施機関から説明をお願いします。

(実施機関 入江保険年金課長) 高齢障害部保険年金課長の入江と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に「諮問書及び審議資料」という資料があると思いますが、そちらをお願いいたします。3ページ、本年8月12日付けで電子媒体による情報の提供について審議会会長あて、諮問をいたしております。

続きまして、4ページ、A3横の大きい資料になります。今回の諮問事項について簡単に概要をまとめてありますので、これらに沿って説明させていただきます。

まず、電子媒体による情報の提供についてということで、「1 諮問事項」は先ほどのとおりでございます。この後ろに審議資料が通してついておりまして、9ページに社会保険庁、具体的には千葉社会保険事務局の年金課長から市町村長あてに「国民年金保険料未納者対策及び社会保険料控除の適正化について(依頼)」という文書が平成16年9月にきております。

その要点としては、中ほどに「協議の結果」ということで、三者というのは総務省、国税庁、社会保険庁ですけれども、情報公開の重要性が見直され、取り扱いを国民年金法第106条の規定の整備に置き、所得情報等の把握により、無年金者の発生防止を含めた未納者対策の強化と安定した制度の構築に努めることとしたと。また税務当局にあっては、国民年金保険料にかかる社会保険料控除の適正化を図る上での有効な手段として位置づけられたと。それから、下から4行目ぐらいに、第106条の法的環境の整備がされたこと並びに当該通知により情報提供の協力を改めてお願ひしたいということです。

したがって、今回の諮問に至ったわけですけれども、続いて6ページ、千葉市個人情報保護条例ということで、第8条で個人情報の利用及び提供の制限がありまして、今回は第8条第5号で国等に提供する場合、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ個人情報を使用することにやむを得ない理由があると判断いたしました。その下の電子計算機処理の制限、今回は電子媒体による情報の提供でございますので、第10条第2項で実施機関は電子計算機処理に係る個人情報を、第8条第1項第5号の規定により国等に提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとするとなっておりますのでございます。

また4ページに戻りますが「2 個人情報を取り扱う事務の名称及び事務を所掌する組織の名称」ということで、事務の名称については、国民年金保険料未納者対策に係る所得情報の提供。組織の名称としては、私ども保険年金課が市、町内の国民年金に係る調整業務を行っておりますので、私どもが窓口となって所掌することとしております。

ここで、具体的な情報提供の内容について説明したいと思いますので、審議資料の7ページをお願いしたいと思います。「所得情報の提供例」ですけれども、所得情報提供依頼ということで、各社会保険事務所から市町村に依頼がございます。そのひな型が下の表になります。9999、これは国民年金の被保険者本人を表示しているわけですがけれども、まず社会保険事務所から氏名、あるいは生年月日、住所等を情報として送付、市町村に依頼します。

下の矢印の所得情報付加のところですが、市町村から社会保険事務所に返す場合には、右側の本市で提供する項目ということで、所得金額と控除後の所得金額をそこに付加して提供します。被保険者本人以外に配偶者及び世帯主がそこに表示されているわけですがけれども、これは下に枠がございます。国民年金保険料の納付義務者は、国民年金法第88条の規定により、被保険者の配偶者及び世帯主が被保険者の保険料を連帯して納付する義務があるということが1点。それと、申請免除、国民年金には生活保護を受けた方や所得が減少した方の場合には申請によって免除というような規定があるわけですがけれども、第90条の規定により、被保険者、その配偶者及び世帯主のそれぞれの所得が地方税法による所得の基準額以下であることが免除要件となっております。そういうことから、社会保険庁では、被保険者以外の配偶者及び世帯主の所得情報についても必要であるということになっております。

それから、また4ページに戻っていただきまして「3 情報提供先」です。千葉市の管轄しております社会保険庁組織としては、千葉社会保険事務所と幕張社会保険事務所がございます。それで、千葉社会保険事務所が中央区と若葉区、緑区の3区を、幕張社会保険事務所が花見川区と稲毛区と美浜区を管轄しております。

「4 目的」ですけれども、国の国民年金保険料未納者対策に必要な市民の所得情報を提供するにあたり、国及び市の事務処理の効率化を図るため、磁気媒体による情報提供を行うこととしております。

国では、先ほど総務局長からのごあいさつの中でありましたけれども、国民年金の被保険者間の負担の公平、あるいは国民年金制度そのものの信頼性という観点からしても、国では60%を少し超えるぐらいの徴収率であり、大変厳しい状況があります。国民年金保険料の納付が可能なものについては、これは強制徴収が国税徴収法によってできるようになっておりますので、強制徴収、あるいは低所得者に対しては、先ほど申しました申請による免除の勧奨を行うということで、未納者対策を行っていく。ひいては無年金者をつくってはならないということが大前提にあると思います。先ほどの7ページでも少し申しましたけれども、申請免除、あるいは強制徴収を行うかということは、やはり地方税法上の所得が一つの目安になりますので、本市の所得情報が必要だということ。あとは後ほど説明いたしますが、件数が4万件ぐらい該当となりますので、手作業では大変な事務処理になりますから、電子媒体による情報でやりとりするというようなことでございます。

今まで申しましたことも触れるかもしれませんが、4ページ「5 経緯」でござ

います。簡単にそこに国民年金制度の今までの経緯、制度も含めての話ですけれども、まず国民年金制度というのを丸で囲っておりますが、平成12年4月、これは地方分権一括法で、国民年金の事務についての一部が法定受託事務となりました。下に具体的な事務の内容が書いてあります。資格の取得・喪失等の届出受理、保険料免除申請受理、裁定請求受理及び現年度分保険料収納事務、これが本市の事務でございました。

現年度分の保険料の収納事務については、矢印で右隣を見ますと、平成14年4月から国の業務ということで、これは平成12年4月から地方分権一括法の中で段階的にということで、平成14年4月に国に返るということになっております。したがって、保険料に関する事務は市町村からなくなったということになるわけですけれども、そういった関係で、地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触するため、所得情報は国には提供しておりませんでした。

その右側ですけれども、総務省、国税庁及び社会保険庁の三者により協議の結果、現行の国民年金法第108条及び改正後の国民年金法第106条第1項の規定によりまして、所得情報等の提供は地方税法第22条の守秘義務には抵触しないというような国の見解が出ました。

8ページに国民年金法の規定がございまして、第106条のところは下線を引いてあるところが平成16年10月1日に施行された改正のところでございます。少し読み上げてみますと、「社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる」ということで、下線の部分が平成16年に追加になり、一部改正になったということでございます。

それから、第108条資料の提供等ということで、長い条文になっていますけれども、「社会保険庁長官は」から、下から2行目「その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人」に、その資産だとか収入の状況の報告を求めることができるという規定がございまして。これは改正ではなく、もともとあったものでございます。

それと、地方税法の規定がございまして、秘密漏えいに関する罪ということで、第22条「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」というような規定になっております。

4ページ「5 経緯」の一番右側のところですが、平成16年9月、先ほどの文書ですが、社会保険事務局の年金課長より所得情報の提供について依頼がありました。その内容としては、平成16年度は紙の媒体で提供、それから平成17年度以降は磁気媒体で提供をお願いしたいということです。平成16年度は紙の媒体で情報の提供をしておりまして、約350件を提供しております。それから、平成17年度は磁気媒体での情報提供で、今

のところ約4万件というふうにお聞きしております。

それから、その下の「6 情報提供方法」ですけれども、これは流れとして少し触れましたが、まず各社会保険事務所から長期未納者等の所得情報の提供依頼、括弧のところですけれども、市全体で約4万件分になっておりまして、依頼がありますと、私ども保険年金課が社会保険事務所からの磁気媒体を受け取ります。今度はこちらの方が処理に入るわけですけれども、国民年金の基礎年金番号から、被保険者本人の番号を特定しまして、配偶者、あるいは世帯主がいる場合にはさらに特定をする作業をいたします。これに税の情報を付加しまして、今度は千葉市から所得情報の提供ということで、税の方から私どもが受け取りまして、社会保険事務所へ磁気媒体を、実際は人の手によって渡すということを考えております。

先ほど7ページで具体的な依頼の内容、提供の内容についてはご説明しましたので、省略させていただきます。

あと、個人情報の保護対策ですけれども、これは千葉市の電子情報処理規程第30条第1項の規定の中で、秘密の保持、あるいは目的や使用等の禁止、電子情報の規制の禁止、あるいは電子情報の廃棄などについて、内容とした覚書を交わすというふうになっておりますので、これに基づいて各社会保険事務所と覚書を締結しまして、電子情報の適正な保護管理に努めたいと考えております。

説明については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(多賀谷会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの実施機関からの説明について、ご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。

(稲垣委員) おおむね必要性があるということがわかったような気がするのですが、千葉市個人情報保護条例第8条第5号で見ると、必要なだけじゃなくて不可欠という条文です。必要というだけでは認められないで、不可欠でなくてはならない。その説明が今なかったように思うのですけれども、そこを確認させていただきたい。

(多賀谷会長) それ以外の方法では得ることができないということ。社会保険庁というのは国の機関ですから、それによる所得情報の把握については、理論的には国税庁に聞いて、国税レベルの所得金額でチェックするというのが一つ考えられます。現実には、国税のところは社会保険番号と税所得の間はマッチングができないシステムになっていると思います。多分そうですね。フリー番号制ができてない状態。

(実施機関 入江保険年金課長) そのところは説明が十分できなかったかもしれませんが、一つは、今、会長さんがおっしゃった部分がありまして、要するに、被保険者番号から追っていくという作業は、本市の住民税情報からじゃないと難しいという点と、さっきの申請免除のところですが、国民年金法では地方税法の所得をベースに考えることになっておりますので、国税の所得税の部分ではそれを使っておりませんので、そこが一つあるかと思えます。

(多賀谷会長) 千葉市が持っている税情報というのは国税からきているにしても、アイ

デンティティ継承が、市町村レベルでしかできないということですね。

(実施機関 入江保険年金課長) あと、国税の方は確定申告によるものだけの情報になります。ですから、特別徴収につきましては、特別徴収義務者が一括して国税の方に調書を送って納付しているということになっていきますので、国税の方は特別徴収義務者の個々の情報までは持っていません。したがって、千葉市もまたその情報を特別徴収義務者から給与支払報告書という形ですべて情報提供を受けておりますので、千葉市の方がその情報をすべて把握しているということにはなると思います。

(稲垣委員) 今の話ですと、国税では分かりにくく、要するに全部を捕捉できない面があるということなのですね。

(実施機関 入江保険年金課長) そうということです。

(稲垣委員) その他に、他の機関でどうかという問題と、便利だというだけではなくて、市でなければ不可欠なのかということですね。

(多賀谷会長) 他の機関というのは、例えば何ですか。

(稲垣委員) 他の機関はあり得ないかということ。それから、そもそもそういう機関でやらなきゃいけないのでしょうか。単純に連帯責任者の人に、要するに家族がわかっているわけですよね。それは単純に請求すれば足りるだけで、わざわざ情報を求めなくても請求して、相手に収入があるかないか、その時点でわかるのではないかと思います。僕ら弁護士の立場で言えば、人に情報をもらってからやろうというのではなくて、それでもう十分なんじゃないかなと思います。不可欠かというところが議論になる。

(多賀谷会長) 稲垣さんの意見だと、ともかく未納者に対しては強制徴収かけて、抗弁として、所得はこれだけないから払わなくてもいいという理屈を出さなければ取ってしまうということでしょうか。

(稲垣委員) そうですね。

(多賀谷会長) アメリカ流ですけども。

(稲垣委員) 本人が収入ありませんと証明すればいいことであって、しかも、弁護士の場合は差し押さえというと裁判所通さなきゃいけないわけですけど、法的徴収は単純に通知だけですよね。差し押さえ通知だけです。

(多賀谷会長) そうです。差し押さえ、直ちに預金、債券、差し押さえしようと思えばできるわけです。

(稲垣委員) ただ書類を送ればいいだけだから、照会する手間と差し押さえ通知出すのとそんなに変わらないという気がします。

(多賀谷会長) それをやると社会的に混乱するから、それはしたくないという政策でしょうね。先ほど4万件と言われたが、60%しか払っていない。実際には長期滞納者だけで4万件ということになる。

(実施機関 入江保険年金課長) そうでございます。

(多賀谷会長) 現実にはもっとたくさんいるといいますが、県内で国民年金保険料を支

払わなければいけない義務者は何人ぐらいいるのですか。

(実施機関 武藤税制課参事) 参考ですが、16年度の決算ベースで、個人市民税の納税義務者数というのは42万1,945人おります。それと、非課税ですけども、所得情報登録されている方16万3,218人おまして、千葉市で持っております所得情報は58万5,163名分の所得情報を持っております。

(多賀谷会長) いずれにせよ現実に払ってない人は十数万人いるわけですね。

(稲垣委員) やった方が便利だということはわかります。ただ、不可欠なのかという点で気になったんです。

(多賀谷会長) おそらく最も便利だということですね。それから、最初は紙でしょうけども、2年目、平成17年の4万人分というのは、磁気テープか何かの話になるのでしょうか。

(実施機関 武藤税制課参事) 一応、媒体はCDでいただいて、CDで返すことになっております。

(多賀谷会長) CDでやってきたのに対して、それに一つ一つ所得金額と2つの項目を市の方で添付して、添付したものを返すということですね。

(実施機関 武藤税制課参事) そうということです。

(多賀谷会長) それで、これは千葉市ではなくて国の話になりますけど、添付したデータそれ自体は国に手渡しですか。郵送でしょうか。

(実施機関 入江保険年金課長) 一応、郵送ではなくて、社会保険事務所の方に取りに来ていただいて、私どもから直接手渡しで渡すことを考えています。

(多賀谷会長) その場合には千葉市にも当然、長期滞納者4万人分のリスト、それと所得と対比したデータが一応残るわけですよ。それはどうしますか。千葉市の条例とは関係ないので、国にとって、長期滞納者という情報は、ある意味でセンシティブ、プライバシー情報ですよ。それを千葉市に、所得等添付するようにと送った場合に、添付して返してもらう国の方としては、個人情報保護法の理論から申し上げますと、速やかにそれを廃棄してほしいというふうなことになると思います。直ちには廃棄しないでしょうから、私もすぐに廃棄するのは無理だろうと思いますけれども、当該情報をどうするかということです。長期滞納者という情報自体が個人情報ですので、それが外へ漏れた場合には国の方の責任にもなります。私は一定期間だけ持っていて、年度が変わったところで廃棄するとか、そんなふうにした方がいいのではないかという気がしますので、そこら辺も少し詰めていただきたいと思います。

(実施機関 武藤税制課参事) その辺は情報システム課と詰めさせていただきます。

(多賀谷会長) そうですね。詰めていただきたいし、その表記が微妙なところですね。今、情報システム課とおっしゃったけど、長期滞納者というデータを大型計算機の中に項目として入れるのですか。入れるとなると、ややこしい話になりますね。

(実施機関 武藤税制課参事) 今のイメージでは、プログラムとして千葉市の所得情報

がありますので、年金からきた情報とぶつかったものだけを抽出して、その段階で一つのファイルみたいなものができると思います。カートリッジテープを使うことになりませけれども、その処理を検討しております。

(多賀谷会長) そのファイルを今後継続的に使うのかどうかということですね。

(実施機関 武藤税制課参事) いえ、それは一回限りで考えております。

(多賀谷会長) 一回限りで使えるようにするのですか。

(実施機関 武藤税制課参事) 毎年一度、社会保険庁から未納者の情報提供もいただいていますので、それとぶつけて一つのファイルをつくる形になります。

(多賀谷会長) そのファイルを千葉市の大型計算機の中に、引用できないような形で保存するのは構わないと思いますが、継続的に業務に使えるような形で組み込むのは問題があるだろうと私は思いますね。

(実施機関 武藤税制課参事) 業務に使うことは考えておりません。

(多賀谷会長) そのデータを破棄してしまうような形をとるのかということですが、どこかにとっておくのでしょうか。

(実施機関 入江保険年金課長) 今のところ、紙で作成することを考えております。

(多賀谷会長) データベースには保存しないで、紙でプリントアウトしたものを保存するということですね。

(実施機関 入江保険年金課長) はい。

(多賀谷会長) 保存年限は3年ぐらいでしょうか。3年ぐらいしたら廃棄するということですね。他にございますか。

(松戸委員) よろしいですか。今の説明伺っていると、4ページの「7 個人情報の保護対策」ということなんですけれども、覚書を交わすということになってはいますが、覚書の内容というのはもう既に大体固まっているのでしょうか。

(実施機関 入江保険年金課長) 今、たたき台を作成して、事務的には社会保険事務所とやりとりをやっておりまして、まだ最終の案までには至っていませんが、先ほど説明しました規定に基づく項目については当然やるということ。あとは、実際の処理の方法ですが、会長さんから国側の情報の話がありましたけども、逆に向こうへ提供された情報がどういう廃棄のされ方をするのかと、その辺はちょっと具体的に確認しないといけないのかなと思います。なかなか覚書の文書だけで表現できない部分も含めて、そこはやっぱり個人の情報なので、慎重に取り扱うべきではないかというふうに考えております。

(松戸委員) 当然、審議会の日程案を踏まえた上での覚書ということになると考えてよろしいですね。

(実施機関 入江保険年金課長) はい、そのように考えております。

(多賀谷会長) 実際にこれを提供するのはいつごろになるのですか。

(実施機関 入江保険年金課長) まず、現在まだこの審議会でどういう結論になるかという部分がありますので、社会保険事務所と具体的な時期についてはそんなに話が進んで

いるわけではないですけれども、ここで了解をいただければ、10月ぐらいからの作業になるかと思っております。

(藤田委員) これは有料になるのですか。

(実施機関 入江保険年金課長) 無料です。

(藤田委員) 無料ってことは問題ないのですか。

(実施機関 入江保険年金課長) 先ほど申しました法定受託事務です。基本的には法定受託事務の場合には、事務処理に要するものは国から財源がきます。ですから、基本的にはシステムが例えば改良が必要であるとか、うちの年金システム上で仮に必要なであるとか、そういったもの、あるいはこういうものにかかわって経費がかかるということであれば、その交付金の中でいただくというシステムになります。有料か無料かというよりも、財源的には国からいただいたお金で処理していくということになります。

(多賀谷会長) 他にご意見ありますでしょうか。

(平戸委員) 質問なのですが、もう既に提供しているところはないのですか。

(実施機関 入江保険年金課長) 磁気媒体はないですね。ただ、この未納者対策に係る情報の提供、所得の情報は紙ベースで、先ほど申しましたとおり、350件ぐらい千葉市で既に提供しているという意味であれば、もう既にやっているところは多々あるということになります。

(平戸委員) 磁気媒体にするということだけが今回どうかということですね。

(実施機関 入江保険年金課長) 先ほど申し上げましたとおり、第10条では、磁気媒体である場合には審議会の意見を聴いてということになっておりますので、この場で意見をお聴きしているということでございます。

(中曽根副会長) ちょっとお聞きしたいのですが、平成16年の場合、350件ということですが、これは国の社会保険事務所の方から依頼が350件あったということだと思います。今度、平成17年以降は4万件になるだろうという予定ですけども、350件というのは大分数が少ないですが、それはやはり紙媒体で出すのは非常に難しいという意味で350件に厳選してということですか。

(実施機関 入江保険年金課長) 昨年の場合ですと、国がデータベースで全国5万件を抽出して対応するという策がつけられたものですから、千葉市ですと350件ぐらいということでございます。

(中曽根副会長) そういう意味ですか。

(多賀谷会長) 他にご意見ございましょうか。答申をどうするかということを決めていかなければならないのですけれども、国民年金自体6割しか徴収されてないということで、年金自体が危機にさらされているということは皆さんよくご存じだと思いますので、こういう形で個人情報を、市が保有している所得に関する個人情報を社会保険庁に提供することについては、やむを得ない。原則としては、稲垣先生から必要不可欠性について十分詰めてないんじゃないかというご意見がございましたけれども、恐らく他の形ではと

り得ないですね。稲垣理論のようにいきなり強制徴収をかけるということは、ちょっと社会的な混乱で、日本的にはできないだろうということで、やむを得ないということで、答申するということがよろしいでしょうか。ただその場合に、先ほど松戸委員がおっしゃったように、覚書とか、あるいはデータの、特に市から提供するデータがどうなのか。そういうことについて全く無条件にどうでもいいよというわけにはいかないような会議の流れだろうと思います。答申案はただ単に承認するとされていたんでしょうけれども、覚書はまだできてないわけですね。

(実施機関 入江保険年金課長) はい、最終案はできておりません。

(多賀谷会長) 覚書を見てから、それでオーケーと言うということになりますと、この審議会をもう一回開かなければならないので、それは大変になるかと思えます。そこで私の方の提案ですけれども、答申「承認する」と。ただし、市から提供する個人データの社会保険庁による管理については十分なる配慮がなされることを要望するというような附帯意見をつけて答申するという、そういうことがよろしいでしょうか。あとは覚書ができた段階で、それは委員の方々に、その覚書を送付していただくと。そういう形にさせていただければと思います。場合によると、どうしても覚書自体がやっぱり問題があるということも委員の方が考えられたら申し出ていただいて、急遽また審議会を開くということはどうでしょうか。あと、もし附帯意見もう少しつけ加えたいなら今言っていただければよろしいかと思えます。

(稲垣委員) もともと年金の徴収率が60%ということ自体がものすごい大きな問題ですね。

(多賀谷会長) まさにそうですね。

(稲垣委員) そのこのところを、はっきり言えば姑息な手段で、姑息と言ったら語弊がありますかね。とにかく後から取り立てて、それで徴収率を上げようというのは、少々主客転倒しているのではという気がします。そもそも年金制度のところをきちんと、誰でも納得して納められるような状況になってないということだろうと思います。そのこのところを先ほどから言いたかったのですけれども、これが少しお門違いの意見かと思って、発言を控えておったんですが、個人的にはそんな意見があります。

(多賀谷会長) それは皆さん、誰しも共通の意見だと思います。ただ、この審議会の答申の中には少し入れにくいので、それはお考えいただくということで。来年以降、人数は増えていくということはあると思いますか。今年は4万件だけど、全体として10数万人。これは要するに駐車違反みたいなもので、悪質な人だけ、こうやって徴収すれば、全体としての、自発的に納める人が増えてくるだろうということを期待しているのでしょうか。

(実施機関 入江保険年金課長) 千葉市の場合、徴収率は本当に微々たるものですけど、若干、0.何ポイントぐらいずつは上がっています。平成14年度は、これはもう全国よりも少し低いかもしれないですけど、平成14年度で59.4、平成15年度で0.1ポイント上がって59.5、平成16年度が59.9。全国レベルより少し低い程度です。

今の状況ですと、徴収率は少しずつ上がっていますから、国民年金の対象者が増えない限り、未納者というのは少なくなっていく可能性はあります。

(多賀谷会長) あとは、もう一つの可能性ですが、社会保険庁から長期未納であるという通知がきたことに対して、あなたの所得状況について国に提供しましたということをして4万人の方に知らせるかどうかです。それはやるのでしょうか。今のところ、やる予定はないのでしょうか。

(実施機関 入江保険年金課長) 今のところはないです。

(多賀谷会長) 個人情報保護を徹底すると、多分それをやった方がいいような気がします。つまり、不意打ちに黙って情報を送られたというのではなくて、それについて送りましたよと。送ってもいいですかと聞く必要はないと思うのですが、送りましたよと知らせた方がいいと思います。

(藤田委員) 個々にしないでも、掲示板か何かでこうやりましたと、ぼんとそこに出しておくとか、そんなものはどうでしょうか。そういった告示はないのでしょうか。

(多賀谷会長) 少なくともそれはやった方がいいと思います。つまり、長期滞納者4万人の方がいて、それについて所得情報について提供いたしました。それについて、自分が該当すると思った人は、問い合わせれば答えることはあり得ます。問い合わせられた場合にはそれは答えていいでしょう。個別に通知するのはちょっときついとしても、市政だよりでそれはやはりやった方がいいですね。

(実施機関 武藤税制課参事) さいたま市は広報紙に掲載しなさいという審議会の答申が出ているようですので、広報紙、市政だより等で広報することは可能かと思えます。

(多賀谷会長) 藤田委員がおっしゃるように、この審議会としても、少なくとも市政だよりか、何らかの形でそのことを市民に通知、知らせるといった必要性があるでしょうね。本当のところ、私としては個別に通知した方がいいと思いますが、そこまでは必要ないでしょう。400万かかってしまいますからね。4万人だから、経費合わせて400万くらいでしょうか。

(平戸委員) 市政だよりはかなり読まれていますものね。

(多賀谷会長) 市政だよりで、該当する可能性があると思った場合には問い合わせてくださいとしておけば、何かしら問い合わせてくるでしょうね。

(平戸委員) いや、きた方がいいのではないのでしょうか。

(多賀谷会長) きた方がいいですね。でも、身に覚えがあるのでしょうか。

(平戸委員) うっかりという人もいます。長期というのはかなり意識的なものでしょう。

(多賀谷会長) 先ほどの4万人の中には、申請すれば免除になる人も含まれているわけですね。だとすれば、長期滞納者はもっと少ない数になる。

(藤田委員) じゃあ、やはり告示が何かあった方がいいのではないのでしょうか。

(実施機関 入江保険年金課長) そうですね。

(多賀谷会長) いずれにしても、千葉市から社会保険事務所に対して所得情報を提供す

るということで、これを市民にお知らせするという意味で、市政だよりにその旨を掲載する。このことも答申に意見として附すということによろしいでしょうか。

その他にご意見、ご質問ございますか。

では、覚書には社会保険庁に提供した個人情報の管理に関する規定を設けていただくこと。それから、未納者の所得情報を社会保険庁に提供することについては市民に対して、市政だよりを利用して、十分に周知をしていただくこと。これらを附帯意見として付け加えたうえで、本日付けで承認するという答申といたします。

(3) その他

(多賀谷会長) それでは、議事(3)その他とありますが、事務局から何かありますか。

(事務局 太田総務部長) 特にございません。

(多賀谷会長) これをもちまして、第2回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了といたします。事務局から何かございますか。

(事務局 太田総務部長) 本日は大変熱心に御討議いただきまして、誠にありがとうございました。

(問い合わせ先)

千葉市総務局総務部総務課市政情報室

TEL 043 - 245 - 5717